

○議長（赤星行人君） 日程第十六 議案第百二号 福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 御指名をいただきましたので、議案第百二号、福生市教育委員会委員の任命について提案理由、並びにその内容につきまして、御説明を申し上げます。

福生市教育委員会委員のうち、上沼舜二氏が平成三年十月二日をもちまして任期満了となります。上沼舜二氏におかれましては、長い間教職生活を歩まれ、その豊富な知識と経験を発揮され、昭和六十二年十月に教育委員として市の教育行政の指導に携わってまいりました。

このたびの任期満了に伴い、私といたしましても引き続き教育委員として御活躍いただきたいと考えているところでございます。つきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の御同意をいただきたく、ここに本議案を御提案申し上げる次第でございます。

それでは上沼舜二氏の経歴について申し上げます。住所は福生市大字熊川千四百十四番地五八でございます。生年月日は大正十四年十一月四日生まれ、六十五歳でございます。

履歴につきましてはお手元の資料のとおりでございます。大正十四年に長野県にお生まれになられて、学歴は昭和二十年官立長野青年師範学校を卒業せられ、公立学校の教諭をされるかたわら、昭和三十五年三月国学院大学文学部日本文学科を卒業なされました。

公職歴といたしましては、昭和六十一年十二月福生市民生委員・児童委員に任命され、現在もなお御活躍なされております。また昭和六十一年四月から平成元年三月までは、秋川市教育相談所長を、そしてまた昭和六十二年十月から現在なお福生市教育委員会委員を務められております。

職歴といたしましては、昭和十八年長野県の国民学校助教諭を初め、昭和六十一年三月秋川市立東中学校長を退任されるまでの三十九年余りにわたり、教職を歴任せられております。

兵役といたしましては昭和二十年五月より三カ月間、兵役として従事せられております。

以上のように上沼氏は特に学校教育関係の知識と経験が大変豊富な方であると同時に、教育について大局的判断をなし得る広い識見をお持ちでございますので、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御同意いただきたくお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で、質疑を終わります。

○議長（赤星行人君） 以上で、議案第百二号について、採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百二号は、原案のとおり同意されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十七 議案第百三号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 御指名をいただきましたので、議案第百三号、福生市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

福生市固定資産評価審査委員会委員のうち、森田展州氏は、平成三年九月三十日をもちまして任期満了でございます。森田展州氏におきましては、一期三年間委員として、熱心に税務行政に取り組まれ、御活躍されておりますため、再度御就任をいただくよう考えておりますので、本日議案として御同意方御提

○七番（須釜亮次君） 御指名をいただきましたので、議案第百五号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本意見書につきましては、先ほど採択されました陳情第三十号、陳情第三十二号に伴う意見書の提出案であります。当議会におきましては、去る昭和六十三年三月及び同年九月、また平成元年九月及び平成二年九月定例会におきましても、同様の趣旨の陳情を、それぞれ全会一致で採択し、関係各行政機関に対して意見書を提出してまいりましたことは、御承知のとおりであります。

したがいまして、このたびのこの陳情二件の内容につきましても、十分御理解をいただいているものと確信するところであります。

義務教育費国庫負担法は、昭和二十七年に制定され、義務教育に必要な経費につきましては、国が負担すると規定されており、この法の定める趣旨の徹底を訴えることを主眼に、お手元に御配付の「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を議員各位の御賛同を得て、各関係行政機関へ提出いたしたく御提案申し上げた次第です。

何とぞよろしく御審議賜りまして、原案のとおり御可決賜り、関係主務官庁に提出くださいますようお願いを願ひ申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（赤星行人君）　以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）以上で質疑を終わります。

これより議案第百五号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百五号は、原案のとおり可決されました。

[illegible]

○議長（赤星行人君） 日程第二十 陳情第三一十三号 看護婦確保法の制定と東京都来年度予算に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）　以上で意見を終わります。

陳情第三十三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。お諮りいたします。

ただいま厚生委員会に付託いたしました陳情第三一十三号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星人行君） 御異議なしと認めます。よって陳情第三―十三号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[illegible]

○議長（赤星行人君） 日程第二十一 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務及び厚生委員長から、目下当委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し入れが四件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出中、陳情第三一九号及び陳情第三一十一号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とするこ

とに決定いたしました。

続いて、残る二件の陳情第三一八号及び請願第三一一号については、厚生及び総務委員会において、起立により継続審査となっておりしますので、起立により採決いたします。

本二件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(赤星行人君) 起立多数であります。よって本二件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(赤星行人君) 日程第二十二 特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。本件はお手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(赤星行人君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちつて平成三年第三回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後三時四十七分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

赤星行人

在厚 副議長

在原 博

吉澤 議員

吉澤 嘉翁

野口 議員

野口 秀世

中澤 議員

中澤 輝夫

⑦

福総文発第千八百九十八号

平成三年九月十八日

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

福生市長 石 川 彌八郎 ⑧

追加議案の送付について

平成三年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第九十四号 平成二年度福生市一般会計決算認定について
- 二 議案第九十五号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
- 三 議案第九十六号 平成二年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
- 四 議案第九十七号 平成二年度福生市下水道事業会計決算認定について
- 五 議案第九十八号 平成二年度福生市受託水道事業会計決算認定について
- 六 議案第九十九号 福生市立福生第二小学校講堂除湿温度保持工事請負契約
- 七 議案第百号 福生市立福生第二中学校講堂災害復旧工事請負契約

- 八 議案第百一号 福生市立福生第二中学校講堂除湿温度保持工事請負契約
- 九 議案第百二号 福生市教育委員会委員の任命について
- 十 議案第百三号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第百四号

第八次治水事業五箇年計画における事業費の確保に関する意見書
 右の議案を提出する。

平成三年九月二十日

提出者	賛成者
浜中輝夫	山下進
指田保雄	宮沢良一
	井上寅吉
	齋藤巽
	松山清
	大野悦子

福生市議会議長

赤星行人殿

第八次治水事業五箇年計画における事業費の確保に関する意見書

治水事業は、水害及び渇水被害から国民の生命財産を守り、安全で豊かな国土を形成するために、国民生活基盤整備の中で最も基本的な事業であり、緊急かつ計画的に実施することが極めて重要である。

本市を流下する多摩川は、台風や集中豪雨により、ひとたび大洪水に襲われれば、その被害は甚大なものになることは明らかであり、河川改修事業の積極的な推進が急務である。一方、多摩川は都市化が進む中で貴重な多自然型空間として、多くの人々に親しまれており、その利用度は極めて高いにもかかわらず、自然や水質は都市化によって悪化したままとなっている。

特に、本市沿川については、羽村堰において都市用水としてほとんど取水され、極めて流量が少ない状況にある。このため、羽村堰下流における通年にわたる維持流量を確保していただき、水質の改善や自然の保全、美しい景観の創造等、河川環境の整備を望む市民の声がますます高まっている。

よって、政府におかれては、平成四年度から始まる「第八次治水事業五箇年計画」において、現行計画を大幅に上回る事業費を確保し、安全で活力ある国土基盤の形成、社会経済の発展に向けての水資源開発、潤いと触れ合いのある水辺環境の形成等の治水事業を強

力に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

平成三年九月二十日

福生市議会議長

赤 星 行 人

内閣総理大臣

大蔵大臣

建設大臣

自治大臣

国土庁長官

殿

議案第百五号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

右の議案を提出する。

平成三年九月二十日

提出者
賛成者

須 釜 亮 次

吉 沢 嘉 翁

仲 村 清 信

上 野 重 勝

原 野 敏 子

小 野 沢 久

東 田 正 治

在 原 博

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

政府においては、国庫負担法を改正し、教材費や旅費の削減・除外を行い、さらに学校事務職員・栄養職員の給与費を国庫負担の適用から除外しようとしている。

このことは、教育をめぐる問題が社会的に大きくクローズアップされている今日、よりよい学校運営を行い、子供たちに行き届いた教育を保障する上で、必要不可欠な役割を果たしている学校事務職員・栄養職員の給与費を含む義務教育費国庫負担制度の後退を来すものであり、容認することはできない。

よって、政府においては、既に削減・除外されている教材費や旅費の復元をする等、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

平成三年九月二十日

福生市議会議長

赤 星 行 人

内閣総理大臣

大蔵大臣

文部大臣

殿

陳情第三十三号

看護婦確保法の制定と東京都来年度予算に関する陳情書